**洪水・土砂災害に関する避難確保計画**

**（施設名　　○○○○　　　)**

**作　成：令和○年○月○日**

**（改　訂：令和○年○月○日）**

目　次

１　計画の目的

２　計画の報告

３　計画の適用範囲

４　避難対象の災害

５　防災体制に関する事項

5.1　各班の任務と組織

5.2　防災体制

5.3　施設職員間や施設内外の連絡体制

5.4　事前対策

5.5　情報収集及び伝達

６　避難誘導に関する事項

6.1　避難方法

6.2　避難基準

6.3　避難の実施

6.4　施設周辺や避難経路の平常時の点検

７ 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

８　防災教育及び訓練の実施に関する事項

8.1　防災教育

8.2　訓練

別図　組織図

１　計画の目的

洪水又は土砂災害に関する避難確保計画（以下、「避難確保計画」という）は、水防法第15条の３第１項及び土砂災害防止法第８条の２に基づき当施設付近で洪水（内水）や土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

２　計画の報告

　　計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

３　計画の適用範囲

本避難確保計画は、当施設に勤務する職員（以下「施設職員」という）及び施設の利用者または出入りする全ての者（以下「利用者等」という）に適用する。

４　避難対象の災害

|  |  |
| --- | --- |
| 災害の種別 | 河川名又は土砂災害警戒区域名 |
| ○○ | ○○ |

５　防災体制に関する事項

5.1　各班の任務と組織

ア　各班の任務

|  |  |
| --- | --- |
| 班名 | 任務の内容 |
| 指揮班 | 施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。 |
| 情報収集班 | テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、がけ崩れ等の前兆現象の把握や被害情報などを収集し、指揮班、避難誘導班に必要事項を報告・伝達する。 |
| 避難誘導班 | <警戒レベル３>高齢者等避難の情報が発令された場合、がけ崩れ等の前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。 |

イ　組織図　別図のとおり

5.2　防災体制

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 体制 | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員 |
| 注意体制 | 次のいずれかに該当する場合・洪水注意報発表・氾濫注意情報発表・台風接近が予想される場合・大雨が予想される場合 | ・洪水予報等の情報収集・台風、大雨情報の収集 | 情報収集班 |
| 警戒体制 | 次のいずれかに該当する場合・<警戒レベル3>高齢者等避難の発令・大雨警報（土砂災害）発表・洪水警報発表・氾濫警戒情報発表　 | 洪水予報、土砂災害警戒情報等の収集 | 情報収集班 |
| 使用する資機材の準備 | 避難誘導班 |
| 入院(所)者家族への事前連絡 | 情報収集班 |
| 外来診療中止の掲示 | 情報収集班 |
| 周辺住民への事前協力依頼 | 情報収集班 |
| 要配慮者の避難誘導 | 避難誘導班 |
| 非常体制 | 次のいずれかに該当する場合・<警戒レベル4>避難指示の発令・土砂災害警戒情報発表・氾濫危険情報発表 | 関係機関等への連絡・通報 | 情報収集班 |
| 施設内全体の避難誘導 | 避難誘導班 |

※上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

5.3　施設職員間や施設内外の連絡体制

【連絡系統図】

三島市役所　○○課

情報収集班

指揮班

三島消防署

三島警察署

○○自治会

避難誘導班

△△病院

（協力施設名）

施設職員

　利用者

【関係機関緊急連絡先】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 機関名 | 電話番号 | ＦＡＸ番号 |
| 防災関係機関 | 三島市危機管理課 | 983-2650 | 981-7720 |
| 三島市○○課（担当課） |  |  |
| 富士山南東消防本部三島消防署 | 972-5800 | 973-0126 |
| 三島警察署 | 981-0110 | 981-6955 |
| 協力機関 | ○○自治会 |  |  |
| ○○病院 |  |  |
| ○○施設（協力施設） |  |  |
| ライフライン | 電気 | 東京電力パワーグリッド | 0120-995-007 | - |
| ガス | 静岡ガス | 927-2811 | - |
| 水道 | 三島市水道課 | 983-2659 | 973-1355 |
| 通信 | ＮＴＴ西日本 | 0120-444113 | - |

5.4　事前対策

台風の接近など、あらかじめ洪水や土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、夜間当直職員の増員や各種サービス・施設運営の中止などを検討するとともに、各職員の役割分担を再確認する。

5.5　情報収集及び伝達

情報収集班は、気象情報、気象警報、避難指示等の情報について、次表に示す方法により、情報を収集し、指揮班、避難誘導班及び利用者等へ必要事項を報告・連絡する。また、がけ崩れ等の前兆現象や被災時の被害状況などの情報を入手した場合は速やかに、市役所又は消防署へ通報する。

【主な情報及び収集方法】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 | 担当者 | 職員の共有方法 |
| 気象情報 | ラジオ、テレビインターネット市民メール | 情報収集班 | 口頭施設内放送メール等 |
| 洪水予報、水位到達情報土砂災害警戒情報 | 市民メール同報無線(防災ラジオ)ラジオ、テレビインターネット |
| 避難情報・<警戒レベル3>高齢者等避難・<警戒レベル4>避難指示 | 市役所からの電話連絡市民メール、緊急速報メール同報無線(防災ラジオ)ラジオ、テレビインターネット |

【三島市からの避難情報の伝達方法】

三島市災害対策本部

要配慮者利用施設

ラジオ、テレビ、インターネット、

同報無線(防災ラジオ）、緊急速報メール

電話連絡

三島市（各担当課）

水防団（消防団）

広報車両・戸別訪問

【避難情報等の報告・伝達先】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 報告対象情報 | 担当者 | 伝達手段 | 報告・伝達先 |
| 前兆現象 | 情報収集班 | 電話 | 三島市危機管理課、三島消防署等 |
| 被害情報 | 情報収集班 | 電話 | 三島市危機管理課、三島消防署等 |
| 避難準備 | 避難誘導班 | 施設内放送、口頭 | 施設利用者 |
| 電話 | 三島市（各担当課）、三島消防署等 |
| 避難開始 | 避難誘導班 | 施設内放送、口頭 | 施設利用者 |
| 電話 | 三島市（各担当課）、自治会長、三島消防署等 |

６　避難誘導に関する事項

6.1　避難方法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 避難先・避難経路 | 説　明 |
| 立ち退き避難（指定緊急避難場所） | ○○○○（別添避難経路図のとおり） | ・原則、徒歩により避難するものとする。・徒歩での移動が困難な人については、職員が車にて移動させる。・施設からの避難完了確認のため、避難誘導班は、名簿等を用いて未避難者の有無を確認する。 |
| 立ち退き避難（近隣の安全な場所） | ○○○○ |
| 屋内安全確保（施設内の避難場所） | ○○○○（別添避難経路図のとおり） | ・徒歩、車いすによるものとし、エレベータの使用は車いす利用者を優先する。・施設内の各部屋より避難完了確認のため、避難誘導班は、名簿等を用いて未避難者の有無を確認する。 |

【屋内安全確保（施設内の避難場所）の留意点】

|  |  |
| --- | --- |
| 災害の種別 | 留意点 |
| 土砂災害 | ・がけ等から離れた高い階へ避難・2階等がない場合は、がけ等から離れた部屋へ避難 |
| 洪水 | ・施設内の高い階へ避難・平屋の場合は、近隣の高い建物へ避難 |

6.2　避難基準

ア　市役所等からの情報に基づく判断

次の気象情報の発表や避難指示等の発令があった場合に、避難等を開始する。

・避難開始基準：<警戒レベル3>高齢者等避難の発令

イ　自主避難による判断

前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆　現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、市に報告する。

＜土砂災害の前兆現象＞

|  |  |
| --- | --- |
| * がけの表面に水が流れ出す
* がけから水が噴き出す
* 小石がパラパラと落ちる
* がけからの水が濁りだす
* がけの樹木が傾く
 | * 樹木の根の切れる音がする
* 樹木の倒れる音がする
* がけに割れ目が見える
* 斜面がふくらみだす
* 地鳴りがする
 |

6.3　避難の実施

・避難にあたっては、避難開始を館内放送等で「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します」と、職員、利用者等に周知する。

6.4　施設周辺や避難経路の平常時の点検

ア　施設周辺の日常の点検

・○○（指定緊急避難場所）に移動する際、支障となりそうな施設敷地内の樹木や支障物となる樹木は、日ごろから、適宜剪定を実施する。

・施設内の移動時に支障となる物がないか確認し、支障物は速やかに移動しておく。

イ　避難経路の点検

* あらかじめ、○○（指定緊急避難場所）までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所、土砂災害の危険な箇所等をあらかじめ把握し、職員間で情報を共有する。

７ 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

・停電した時のため、自家発電装置（発電機）を導入し、発電機に必要な燃料などを備蓄し、維持管理に努める。

・情報収集及び伝達、避難誘導の際に使用する施設及び資器材として、次に示すものを備蓄し、維持管理に努める。

【避難確保資器材等一覧】

|  |  |
| --- | --- |
| 活動の区分 | 使用する設備又は資器材 |
| 情報収集・伝達 | □テレビ□ラジオ□タブレット□ファックス | □携帯電話□懐中電灯□電池□携帯電話用予備バッテリー |
| 避難誘導 | □名簿（施設職員、利用者等）□案内旗□タブレット□携帯電話□懐中電灯□携帯用拡声器□電池式照明器具 | □電池□携帯電話予備バッテリー□ライフジャケット□蛍光塗料□車いす□担架 |
| 施設内の一時避難 | □飲料水□備蓄食料 | □寝具□防寒具 |
| 衛生器具医療品 | □おむつ・おしりふき□マスク | □常備薬□消毒薬・絆創膏 |

８　防災教育及び訓練の実施に関する事項

8.1　防災教育

施設管理者は、洪水又は土砂災害の危険性や前兆現象等、警戒避難体制に関する事項について、施設職員に対して研修を行うよう努める。研修は、訓練と合わせて実施を計画することを基本とする。

その主な周知する内容は次のとおり

・ハザードマップによる危険箇所

・避難場所及び避難経路

・避難情報の収集及び施設利用者への伝達体制

・避難情報の種類と必要な行動

・職員間の連絡体制

・避難判断・誘導の方法

・本避難確保計画の周知

8.2　訓練

毎年6月頃、市主催で実施する避難情報伝達訓練に参加し、災害時と同じルートである市災害対策本部から避難対象の要配慮者施設への避難情報の伝達を実践する。

【訓練内容】

・情報収集及び伝達

・避難判断

・避難訓練（要介護度に応じた避難手法、避難方法など）

別図

組　織　図

|  |  |
| --- | --- |
| 施設総括 | 役職及び氏名 |
| 施設管理者　○○　○○ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指揮班 | 役職及び氏名 | 役割 |
| 班長　○○　○○班員　○○　○○ | 施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報収集班 | 役職及び氏名 | 役割 |
| 班長　○○　○○班員　○○　○○　　　○○　○○　　　○○　○○ | ・テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した情報収集・前兆現象の把握や被害情報などを収集・避難誘導班に必要事項を報告・伝達 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 避難誘導班 | 役職及び氏名 | 役割 |
| 班長　○○　○○班員　○○　○○　　　○○　○○　　　○○　○○ | ・利用者等を安全な場所へ避難誘導・未避難者、要救助者の確認 |